



Disclosure checklist

Guide to condensed interim financial statements

要約期中財務諸表ガイドー開示チェックリスト

IFRS® 基準



2019年4月

home.kpmg/jp/ifrs

目次

本冊子について	1
参照	4
チェックリスト	5
様式及び内容	5
財政状態計算書	6
純損益及びその他の包括利益計算書	6
持分変動計算書	6
キャッシュフロー計算書	7
期中財務諸表における注記	7
一般的な開示規定	7
重要な事象及び取引	8
公表されているが未適用の基準書の影響	9
セグメント情報	9
企業の構成の変化	10
季節性	10
見積り	11
金融商品	11
収益の分解	14
後発事象	14
その他の開示	14
Appendix	16
I 2019年に適用される新しい基準書及び 基準書の改訂並びに将来適用される規定	16
II 初度適用	18
KPMGによるその他の刊行物	20

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部) が作成したものです。

本冊子は、要求される可能性のある開示を識別することにより、IAS第34号「期中財務報告」に準拠した要約連結期中財務諸表の作成及び表示について企業に役立つものとなることを目的としています。さらに、本冊子には、IFRSの初度適用企業の要約期中財務諸表において義務付けられる最低限の開示を含めています。

内容

IAS第34号の開示規定は、企業の期中財務諸表の利用者が、その企業の直前の年次財務諸表を入手できることを前提としています。したがって、直前の年次財務諸表の注記で報告された情報の重要な更新のみを要約期中財務諸表の注記に記載します。

ただし、企業は期中報告期間における財政状態及び経営成績の理解に必要なすべての情報を期中財務諸表に含めなければなりません。したがって、必要に応じて、最低限の開示規定を超えた情報が開示されるケースもあります。

対象となる基準書

本冊子は、2019年1月1日に開始する事業年度から企業に適用が義務付けられる、2019年3月15日までに国際会計基準審議会 (IASB) が公表した基準書、基準書の改訂及び解釈指針 (本冊子では、これらをまとめて「基準書」と称する) (「現在適用されている」規定) に基づいています。

本冊子はIAS第34号に定められている、要約期中財務諸表の表示に適用される開示規定に焦点を当てています。また、Appendix IIには、初度適用企業の最初のIFRS財務諸表の対象となっている期間の一部についての要約期中財務諸表に適用されるIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の関連規定を含めています。本冊子は、本書で参照したその他の基準書の適用範囲や、その開示、認識及び測定の規定については、解説していません。また、本冊子で使用しているIFRSの用語についても説明していません。

また、IFRS及びその解釈は時とともに変化します。したがって、本冊子を基準書及びその他の関連する解釈指針そのものを参照することのかわりとして使用することはできません。

財務諸表作成者は現地の法規制を考慮する必要があります。本冊子は特定の管轄地域の規定については考慮していません。

2019年における変更点

2019年1月1日に開始する事業年度から適用される新たな基準書または基準書の改訂 (Appendix Iを参照) によって改訂されたIAS第34号の現行の規定はありません。よって、要約財務諸表の作成に直接適用される新しい表示または開示に関する規定はありません。これらの基準書には期中財務諸表における表示または開示に関する特定の規定は含まれていないものの、IAS第34号の全般的な目的に照らして、すなわち、直近の年次報告期間の末日以降に生じた重要な変動、並びに期中報告期間における企業の財政状態及び経営成績の理解に関連するすべての情報が期中財務諸表に含められるように、追加の開示が必要であるとみなされる場合があります。具体的に企業は、直近の年次財務諸表と比較して、会計方針の変更の内容及びその影響を説明することが求められることから、要約財務諸表においても追加の開示を行わなければならない可能性があります。

なお、本開示チェックリストの内容は、期中開示チェックリストの2018年3月版と整合しています。

IFRS第16号

2019年1月1日以降開始する事業年度から、IAS第17号「リース」の規定及び関連する解釈指針書に代わってIFRS第16号「リース」の適用が開始されます。

IFRS第16号によって、要約期中財務諸表において新たに開示を行うことが明示的に求められる項目はありませんが、IAS第34号の目的を達成するために、どの程度の開示を追加で行うべきかについて重要な判断を行わなければなりません（上記参照）。

－ **会計方針の変更の内容及びその影響の開示**：IAS第34号では、会計方針の変更の内容と影響を開示することが求められていますが、これに関連する具体的なガイダンスは示されていません。そのため企業は、IFRS第16号を適用した結果生じる会計方針の変更の内容とその影響について要約期中財務諸表で開示を行う際は、IFRS第16号及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28項に定められる移行に際しての開示規定を適宜考慮することになります。

開示は、企業がどの移行方法を選択するかによって変わります。例えば、完全遡及アプローチによりIFRS第16号を適用する企業は、年次財務諸表（または完全な一組の期中財務諸表）においてIAS第8号の開示規定に従うことが求められますが、修正遡及アプローチを適用する企業はIAS第8号第28項(f)により要求される開示を免除される代わりに、それらの財務諸表においてIFRS第16号C12項の開示を行わなければなりません。

－ **継続的な開示**：IFRS第16号の「通常の」開示は、要約期中財務諸表で行うことは明示的には要求されていないため、期中報告期間における企業の財政状態及び経営成績の理解にどのような情報が関連するかを決定するには判断が必要になります。

どの程度の開示を行うことが適切かは、最終的には企業の事実及び状況、新基準の影響を受ける範囲、規制当局の期待（該当する場合）によって変わります。

その他の新たな基準書等

Appendix Iには、2019年1月1日を事業年度の期首とする企業に適用される基準書とそれよりも後に適用される基準書を区別した、新しい基準書の包括的なリストを掲載しています。

判断の必要性

本冊子の開示例はKPMGの「財務諸表ガイド」シリーズの一部であり、IAS第34号の開示規定への準拠に特に焦点を当てています。財務諸表の作成者は財務諸表を作成及び表示する際に、IAS第34号の目的に照らして、会計方針の選択、財務諸表の注記の記載の順序、報告企業特有の状況を反映する開示方法及び財務諸表の利用者のニーズを考慮した開示の妥当性などについて判断を行うことが求められます。

重要性

IAS第34号第23項から25項には、重要性及び期中財務諸表への重要性の適用に関するガイダンスが含まれています。また、実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の第84項から第88項には、期中財務諸表の作成における重要性の適用に関するガイダンスが示されています。

重要性は、期中財務諸表における項目の表示及び開示に関連し、年次報告期間ではなく期中報告期間の財務情報に基づいて評価しなければなりません。期中財務報告には、企業の期中報告日時点の財政状態及び期中報告期間における経営成績の理解に関連するすべての情報を含めなければなりません。

財務諸表の作成者はまた、重要性のない情報を含めることにより重要性のある情報を曖昧にしたり、性質や機能が異なる重要な情報を集約したりすることで、財務諸表が理解しにくいものとならないよう留意する必要があります。財務諸表にとって個々の開示に重要性がない場合は、それがIFRSにおける明確な要求事項であっても、表示する必要はありません。財務諸表の作成者は、期中期間に係る重要性に基づき、適切な開示のレベルを検討する必要があります。

作成者は、IAS第34号に基づき期中財務諸表を作成するにあたり、期中財務諸表と年次財務諸表では期間と目的が異なることを踏まえたうえで、年次財務諸表を作成する際に考慮するのと同じ重要性の要因を考慮する必要があります。作成者は、直近の完全な1組の年次財務諸表からの変更について情報を提供しなければなりません。

変更の説明

IFRS第16号の適用にあたり、この期中財務諸表が、移行前に提供していた情報をアップデートし、適用開始後の変更の内容と影響を伝える最初の機会になります。重要なのは会計方針の変更に関する説明の質と明瞭性です。また、主要な判断及び見積りに関する開示も投資家にとって有用です。企業はこの機会に変更について十分な説明を行わなければなりません。

常に大局的な見地に立つ

財務報告は、規定に準拠することだけを目的とするのではなく、効果的なコミュニケーションを行うことが必要です。投資家は事業報告の品質向上を継続して要求しています。したがって、作成者はコンプライアンスに傾注して関連性のある情報を除外しないよう留意しなければなりません。企業は財務諸表を作成する際に、財務情報を有効な方法で報告することによってコミュニケーションを改善することに重点を置く必要があります。

また、企業はより有用な事業報告 (better business reporting) に照らして財務諸表の表示及び開示を刷新することを検討することができます。さらなる情報については、KPMGのウェブサイト [Better business reporting](#) を参照してください。

参照

情報源を識別するため、本冊子の左の余白には、参照条項を付しています。

<i>IAS 34.15</i>	IAS第34号第15項
<i>[IAS 8.30]</i>	IAS第8号第30項。角括弧は、その参照条項が、年次財務諸表の開示規定であり、期中期間を理解するのに重要であると判断される場合を除き、要約期中財務諸表においては明確に要求されていないものであることを示しています。
<i>Insights 5.9.30.10</i>	KPMGの刊行物「Insights into IFRS」（第15版）の第5.9.30.10項

チェックリスト

様式及び内容

IAS 34.8, 8A

期中財務報告書には、少なくとも、次の構成要素が含まれる。

- (a) 要約財政状態計算書
- (b) 次のいずれかで表示される、要約純損益及びその他の包括利益計算書
 - (i) 単一の要約計算書
 - (ii) 独立の要約純損益計算書及び要約包括利益計算書
- (c) 要約持分変動計算書
- (d) 要約キャッシュフロー計算書
- (e) 精選された説明的注記

IAS 34.7, 9

企業がその期中財務報告書の中で完全な1組の財務諸表を公表する場合は、その財務諸表の様式及び内容は、完全な1組の財務諸表に関するIAS第1号「財務諸表の表示」の規定に準拠する。IAS第34号の認識及び測定についての指針は、期中報告期間の完全な1組の財務諸表にも適用され、その財務諸表は、他のIFRSで要求されている開示だけでなく、IAS第34号で要求されているすべての開示事項（特に、IAS第34号第16A項における特に精選された注記開示事項）を含む。

IAS 34.10

企業が期中財務報告書において1組の要約財務諸表を公表する場合は、その要約財務諸表には少なくとも前年度の年次財務諸表に記載された各々の見出し及び小計、並びにIAS第34号で要求されている精選された説明的注記を含める。

IAS 34.10

追加の表示項目または注記は、記載しなければ要約期中財務諸表が誤解を招くものとなる場合に記載する。

Insights 5.9.30.10

KPMGの見解では、期中財務諸表は前年度の年次財務諸表からの変更点に焦点を当てなければならない。ただし、企業は前年度の年次財務諸表で開示された情報が期中報告期間においても適切であるか否かを考慮しなければならない。状況の変化により、前年度の年次財務諸表における重要な開示が、期中報告期間では適切でなくなった場合、KPMGの見解では、企業は追加の補足的な期中開示を行うべきか否かを検討しなければならない。

IAS 34.14

企業の前年度の年次財務諸表が連結財務諸表であった場合は、1組の期中財務諸表も連結ベースで作成する。企業の年次財務報告書に、連結財務諸表に加えて親会社の分離財務諸表が含まれている場合、IAS第34号ではその企業の期中財務諸表に親会社の分離財務諸表を掲載することを、強制も禁止もしていない。

Insights 5.9.10.40

企業が期中報告期間において最後の子会社を売却した場合は、KPMGの見解では、このアプローチは義務付けられない。このようなケースでは、企業は期中報告日においてすでに親会社ではないため、現地の規制当局等により義務付けられている場合を除き、連結財務諸表は要求されない（Insights 2.1.100.100を参照）。このような場合、企業は期中財務諸表（比較情報を含む）を非連結財務諸表として表示し、その旨を開示しなければならないとKPMGは考える。補足情報として、過去に報告した連結情報の開示が有用である場合もある。

財政状態計算書

IAS 34.20(a) 期中財務諸表には、期中報告期間の末日現在の財政状態計算書及び直近の事業年度の末日現在の比較財政状態計算書が含まれる。

純損益及びその他の包括利益計算書

IAS 34.20(b) 期中財務諸表には、以下に関する純損益及びその他の包括利益計算書が含まれる。

- (a) 期中報告期間
- (b) 事業年度の期首からの累計期間
- (c) 直近事業年度の対応する期中報告期間の比較情報（期中報告期間及び期首からの累計期間）

Insights 5.9.30.40 KPMGの見解では、企業が1会計年度において2回以上の期中財務報告を行う場合、期中報告期間は前期中報告期間の末日と当期中報告期間の末日との間の期間を意味している。例えば、期中報告期間を、年初からその期中報告日までの累計期間として定義し、累計期間のみに係る要約純損益及びその他の包括利益計算書を作成することは認められない。例えば、四半期ごとにIAS第34号に準拠した期中財務報告を行う企業は、第2四半期報告書においては、KPMGの見解では、第2四半期の報告日に終了する3ヶ月間及び6ヶ月間の期中純損益及び包括利益計算書、並びに直近の会計年度の対応する期中報告期間の比較純損益及びその他の包括利益計算書を表示しなければならない。

IAS 34.8A 企業が純損益の構成要素をIAS第1号第10A項に記述されている独立の純損益計算書に表示する場合は、その計算書からの期中報告期間の要約情報を表示する。

IAS 34.11, 11A 企業がIAS第33号「1株当たり利益」を適用する場合は、期中報告期間の純損益の構成要素を表示する計算書において、その期間に係る基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益を表示する。企業が、純損益の構成要素を独立の純損益計算書に表示する場合は、その独立の純損益計算書において基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益を開示する。

Insights 5.9.50.10 IAS第34号では明確には規定されていないが、継続事業に係る1株当たり利益が期中報告期間の理解において重要である場合は、要約財務諸表において事業全体に係る1株当たり利益に追加して、継続事業に係る1株当たり利益を開示する。

持分変動計算書

IAS 34.20(c) 期中財務諸表には、事業年度の期首からの累計期間に係る持分変動計算書及び直近事業年度の対応する累計期間に係る比較財務諸表が含まれる。

キャッシュフロー計算書

IAS 34.20(d)

期中財務諸表には、事業年度の期首からの累計期間に係るキャッシュフロー計算書及び直近事業年度の対応する累計期間に係る比較財務諸表が含まれる。

期中財務諸表における注記

一般的な開示規定

IAS 34.19

企業の期中財務諸表がIAS第34号に準拠している場合は、その旨を開示する。1組の期中財務諸表がIFRSのすべての規定に準拠していない限り、その財務諸表がIFRSに準拠していると記載してはならない。

IAS 34.16A(a)

期中財務諸表において前年度の年次財務諸表と同じ会計方針と計算方法が採用されている旨、または、それらを変更している場合には、その変更の内容及び影響の説明を含める。

IAS 34.43

新しい基準によって移行措置が設けられている場合を除き、会計方針の変更は、以下のいずれかにより反映する。

- (a) その事業年度の過去の期中報告期間の財務諸表、及び年次の財務諸表においてIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及修正することになる過去の事業年度に含まれる、比較期中報告期間の財務諸表を修正再表示する。
- (b) 新しい会計方針を過去のすべての期間に適用した場合における事業年度の期首時点の累積的影響額を算定することが実務上不可能である場合は、実務上可能な最も古い時点から将来に向かって新しい会計方針を適用するように、当事業年度の過去の期中報告期間及び過年度の対応する期中報告期間の財務諸表を修正する。

Insights 5.9.60.25

完全な1組の財務諸表の場合とは異なり、要約期中財務諸表については、その公表が承認された日付及び公表を承認した者の開示に関する明確な規定はない。ただし、公表の承認日後に発生した後発事象は期中報告期間の要約財務諸表における開示または修正の対象とならないため企業が承認日を開示することが有用な場合がある。

Insights 5.9.70.30

IAS第34号は、精選された説明的注記に含めるべき比較情報（数値及び文章による比較情報）については詳細に規定していない。KPMGの経験では、比較情報の開示は当期中報告期間に継続的な関連性があるため、企業は一般的に、数値と文章による比較情報を両方、説明的注記に含めて開示している。KPMGの見解では、経営者は注記に含めるべき比較情報の内容を決定する際に判断を行使する必要がある。

Insights 5.9.220.35

新たな基準書及び解釈指針の表示及び開示規定は、要約財務諸表の作成には直接適用されない（新たな基準書及び解釈指針により、IAS第34号自体が修正される場合を除く）。ただし、要約財務諸表であったとしても、企業は変更の内容及び影響を説明する必要がある。それは、追加的な開示として行われることになる場合もある。

重要な事象及び取引

IAS 34.15, 15A

企業は、直近の年次報告期間の末日からの企業の財政状態及び経営成績の変化について理解するうえで重要な事象及び取引に関する説明を含める。これらの事象及び取引に関連して開示される情報は、前年度の年次財務報告書で表示されていた関連情報を更新する。前年度の年次財務報告書の注記で報告された情報のうち、重要性が比較的低い変更については、期中財務報告書の注記で更新情報を提供する必要はない。

IAS 34.15B-15C

重要である場合に開示が義務付けられることとなる事象及び取引の例として、以下の項目が挙げられる（ただし、これらに限定されるわけではない）。これらの項目の多くについては、個々のIFRSで開示に関するガイダンスが提供されている。

- (a) 棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減及びその戻入れ
- (b) 金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じる資産またはその他の資産の減損損失の計上及びその戻入れ
- (c) リストラクチャリング費用に対する引当金の戻入れ
- (d) 有形固定資産項目の取得及び処分
- (e) 有形固定資産購入に関するコミットメント
- (f) 訴訟の解決
- (g) 過年度の誤謬の訂正
- (h) 公正価値と償却原価のいずれで認識する金融資産・負債かに関係なく、企業の金融資産・負債の公正価値に影響する事業や経済的状況の変化
- (i) 借入債務不履行または借入債務契約違反で当期中報告期間の末日までに是正されていないもの
- (j) 関連当事者との取引
- (k) 金融商品の公正価値測定に用いる公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替え
- (l) 金融資産の目的または用途の変更による、その金融資産の分類の変更
- (m) 偶発負債または偶発資産の変動

Insights 5.9.60.60

KPMGの見解では、支配を有する投資者の変更のような重要な変化がない限り、企業は通常、関連当事者関係についての開示を更新する必要はない。

IAS 34.15,
Insights 5.9.60.70

記載しなければ要約財務諸表が誤解を招くものとなる場合は、追加的な注記を記載する。IAS第34号は明確にしているが、期中報告期間の理解に重要となりうるものの例として、次の項目が挙げられる。

- (a) 見積りにおける不確実性の領域、並びに経営者が行った重要な判断及び仮定の変更
- (b) 企業の財務リスク管理目標及び方針の変更、または金融商品から生じるリスクの性質及び程度の変更が当期中報告期間に発生した場合、IFRS第7号「金融商品：開示」で要求されている開示
- (c) 企業がのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の年次の減損テストを期中報告期間に実施した場合、IAS第36号「資産の減損」で要求されている開示
- (d) 実効税率の重要な変動

- (e) 公正価値で測定される資産及び負債の帳簿価額の重要な変動
- (f) 企業が当期中報告期間に株式に基づく報酬を付与した場合、IFRS第2号「株式に基づく報酬」で要求されている開示
- (g) 当期中報告期間の末日において非継続である事業もしくは当期中報告期間に処分した事業がある場合、または当期中報告期間の末日において売却目的に分類される非流動資産または処分グループがある場合、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」で要求されている開示
- (h) 有形固定資産に加え、重要な非流動資産項目の取得、処分及び購入に関するコミットメント
- (i) 当期中報告期間における引当金の重要な変動

Insights 5.9.10.37-38 経営者が、期中財務諸表の公表承認日において、企業の継続企業としての前提に重要な不確実性が存在していると判断した場合は、直近の年次財務諸表において開示していたか否かに関係なく、当該不確実性を期中財務諸表で開示する。

企業は、重要な不確実性が存在しないこと及びその結論に至る過程で行った重要な判断に関して開示する必要がある（例えば、直近の年次財務諸表の公表承認日時点で継続企業の前提に重要な不確実性が存在していたが、当会計年度の期中財務諸表の公表承認日には重要な不確実性が存在していない場合）。

Insights 5.9.40.20 KPMGの見解では、企業が期中報告日において非継続事業を有している場合または期中報告期間中に事業を売却した場合は、IFRS第5号に従い、これらの事業を要約純損益及びその他の包括利益計算書上で独立して表示しなければならない(Insights 5.4.220を参照)。また、KPMGの見解では、企業が非流動資産、または売却目的保有もしくは分配目的保有に分類されている処分グループを期中報告日において有している場合、これらを要約財政状態計算書上で他の資産及び負債から独立して表示しなければならない (Insights 5.4.110を参照)。

公表されているが未適用の基準書の影響

IAS 1.17(c)
[IAS 8.30-31] 公表されているがまだ適用されていない基準書の適用が、初めて適用する期間の企業の財務諸表に及ぼし得る影響の評価に関連する、既知のまたは合理的に見積可能な情報を更新して開示することを検討する。

セグメント情報

- IAS 34.16A(g)** IFRS第8号「事業セグメント」の適用を受ける企業は、以下のセグメント情報を期中財務諸表に開示する。
- IAS 34.16A(g)(i)** (a) 外部顧客からの収益（最高経営意思決定者によりレビューされるセグメント純損益の測定値に含まれている場合、または最高経営意思決定者に定期的に報告されている場合）
 - IAS 34.16A(g)(ii)** (b) セグメント間収益（最高経営意思決定者によりレビューされるセグメント純損益の測定値に含まれている場合、または最高経営意思決定者に定期的に報告されている場合）
 - IAS 34.16A(g)(iii)** (c) セグメント純損益の測定値

<i>IAS 34.16A(g)(iv)</i>	(d) 報告セグメントに関する総資産及び総負債の測定値（最高経営意思決定者に定期的に報告されており、かつその報告セグメントについて直近の年次財務諸表で開示されていた金額から著しく変動している場合）	
<i>IAS 34.16A(g)(v)</i>	(e) セグメントに区分する基準またはセグメント純損益の測定基準についての、直近の年次財務諸表からの相違点に関する記述	
<i>IAS 34.16A(g)(vi)</i>	(f) 報告すべきセグメント純損益の測定値の合計額と、税金費用（税金収益）及び非継続事業控除前の企業の純損益との調整（ただし、企業が税金費用（税金収益）といった項目を報告セグメントに配分している場合は、セグメント純損益の測定値の合計額とそれらの項目の控除後の純損益とを調整することができる。重要性がある調整項目は、調整表に個別に記載する）	
<i>IFRS 8.29</i>	企業が内部組織構造の変更を行い、それに伴って報告セグメントの構成が変更となる場合は、情報が入手できず、かつ、それを作成するためのコストが過大となる場合を除き、期中報告期間を含む変更前の期間について、対応する情報を修正再表示する。情報が入手できず、かつ、それを作成するコストが過大となるか否かは、個々の開示項目について判断する。報告セグメントの構成の変更に伴い、企業は変更前の期間のセグメント情報の対応項目を修正再表示したか否かを開示する。	
<i>IFRS 8.30</i>	企業が内部組織構造の変更を行い、それに伴って報告セグメントの構成が変更となる場合で、期中報告期間を含む変更前の期間のセグメント情報を、その変更を反映して修正再表示しない場合には、企業は、必要な情報が入手できず、かつ、それを作成するためのコストが過大となる場合を除き、その変更の発生した事業年度に、セグメントを区分した古い基準と新しい基準の両方によって当期のセグメント情報を開示する。	

企業の構成の変化

<i>IAS 34.16A(i)</i>	以下の事項を含む期中報告期間における企業の構成の変化の影響を開示する。 (a) 企業結合 (b) 子会社及び長期投資に対する支配の獲得または喪失 (c) リストラクチャリング (d) 非継続事業	
	企業結合の場合、企業はIFRS第3号「企業結合」で要求されている情報を開示する。これらの開示事項については、「 IFRS年次財務諸表ガイドー開示チェックリスト 」(2018年9月版)に記載されている。	

季節性

<i>IAS 34.16A(b)</i>	期中営業活動の季節性または循環性についての説明的コメントを開示する。	
----------------------	------------------------------------	--

IAS 34.21

季節的要因の大きいビジネスを営む企業にとっては、期中報告期間の末日までの12ヶ月間の財務情報とその前の12ヶ月間の比較情報が有用である可能性がある。したがって、季節的要因の大きいビジネスを営む企業には、期中報告期間及び事業年度の期首からの累計期間の純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュフロー計算書に加えて、そのような情報の報告を考慮することが奨励される。

見積り

IAS 34.16A(d)

当事業年度の過去の期中報告期間に報告された金額の見積りの変更、または過去の事業年度に報告された金額の見積りの変更の内容及び金額を開示する。

金融商品

IAS 34.16A(j),

IFRS 13.91

期中財務諸表の利用者が以下の両方を評価するために有用な情報を開示する。

- (a) 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産・負債については、評価技法及びその測定を作成するのに用いたインプット
- (b) 重要な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた公正価値測定については、その測定が期中報告期間の純損益またはその他の包括利益に与える影響

IAS 34.16A(j),

IFRS 13.92

上記の開示の目的を満たすために、企業は以下の項目をすべて考慮する。

- (a) 開示規定を満たすために必要な詳細さのレベル
- (b) 様々な規定のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
- (c) どの程度の集約または分解を行うべきか
- (d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするか否か

上記の特定の開示がIFRS第13号第91項の目的を達成するために十分でない場合は、それらの目的を達成するために必要な追加情報を開示する。

IAS 34.16A(j),

IFRS 13.99

他の様式のほうが適切な場合を除き、IFRS第13号により要求されている定量的開示を表形式で開示する。

IAS 34.16A(j),

IFRS 13.93(a)-(h)

少なくとも以下の情報を、財政状態計算書において当初認識後に公正価値で測定される金融資産・負債のクラス（適切なクラスの決定に関する情報は、IFRS第13号第94項を参照）ごとに開示する。

- (a) 報告期間の末日の公正価値測定、及び非経常的な公正価値測定について、その測定の理由
- (b) 公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2、または3）
- (c) 期中報告期間の末日現在で保有している資産・負債のうち公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間のすべての振替え、その振替えの理由、及びレベル間の振替えがいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（各レベルへの振替えは、各レベルからの振替えとは区分して開示し、説明する）

- (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明（評価技法に変更があった場合は、その変更の旨及び変更の理由を開示する。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、公正価値測定に用いた重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供する）
企業が公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合は、この開示規定に従うための定量的情報を作成する必要はない（ただし、この開示を提供する際に、企業は定量的な観察可能でないインプットのうち、公正価値測定に重要で、企業が合理的に利用可能なものを無視することはできない）
- (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表を、以下の項目に起因する当期中報告期間の変動に区分して開示する。
- (i) 純損益に認識した当期中報告期間の利得または損失の合計額、及びそれらの利得または損失が認識されている純損益の中の表示科目
 - (ii) その他の包括利益に認識した当期中報告期間の利得または損失の合計額、及びそれらの利得または損失が認識されているその他の包括利益の中の表示科目
 - (iii) 購入、売却、発行及び決済額（変動の種類ごとに区分して開示）
 - (iv) 公正価値ヒエラルキーのレベル3へのすべての振替え、またはレベル3からのすべての振替え、それらの振替えの理由、及びレベル間の振替えがいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（レベル3への振替えは、レベル3からの振替えとは区別して開示し、説明する）
- (f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定について、純損益に含まれている (e) (i) の期中報告期間の利得または損失の合計額のうち、当期中報告期間の末日に保有している資産・負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
- (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定について、企業が用いた評価プロセスの説明（例：企業が評価の方針及び手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているか）
- (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定について
- (i) 観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相関関係が存在する場合は、それらの相関関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅または軽減させる可能性があるのかの説明も提供する。この開示規定に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも、(d) に従う際に開示した観察可能でないインプットを含む。

- (ii) 観察可能でないインプットを合理的に考えうる代替的な仮定を反映するために変更すると公正価値が著しく変動する場合は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示する。企業は、合理的に考えうる代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示する。この目的上、著しいか否かは、当期純利益及び資産合計または負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合は、資本合計）について判断する。

IAS 34.16A(j),
IFRS 13.94

金融資産・負債のクラスごとの情報を開示している場合、財政状態計算書に表示されている表示科目への調整が十分にできるような情報を提供する。

IAS 34.16A(j),
IFRS 13.95

IFRS第13号第93項 (c) 及び第93項 (e) (iv) に従って公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えがいつ生じたかとの決定に関する方針を開示し、それを首尾一貫して適用する。振替えを認識する時期に関する方針は、そのレベルへの振替えとそのレベルからの振替えについて同様とする。振替えの時期の決定に関する方針の例として以下のものが挙げられる。

- (a) 振替えを生じさせた事象または状況の変化の日
- (b) 期中報告期間の期首
- (c) 期中報告期間の末日

IAS 34.16A(j),
IFRS 13.96

企業が、市場リスクまたは相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融資産・負債のグループについてIFRS第13号第48項の例外規定を適用するという会計方針を採用している場合は、その旨を開示する。

IAS 34.16A(j),
IFRS 13.98

公正価値で測定する、分離不能な第三者による信用補完とともに発行されている負債について、その信用補完の存在、及びそれがその負債の公正価値測定に反映されているか否かを開示する。

IAS 34.16A(j),
IFRS 7.25

IFRS第7号第29項に示す場合を除き、企業は、金融資産及び金融負債の種類ごとに、資産・負債の公正価値を、帳簿価額と比較できるような方法で開示する。

IAS 34.16A(j),
IFRS 7.26

公正価値を開示する際には、企業は、金融資産及び金融負債を種類別にグルーピングし、帳簿価額が財政状態計算書において相殺される範囲でのみそれらを相殺する。

IAS 34.16A(j),
IFRS 7.28

金融資産または金融負債の当初認識時に、公正価値が同一の資産・負債についての活発な市場における相場価格（すなわちレベル1のインプット）で裏付けられておらず、観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法（IFRS第9号B5.1.2.A項を参照）にも基づかないために、企業が利得または損失を認識しないケースがある。そのようなケースでは、金融資産または金融負債のクラスごとに以下の事項を開示する。

- (a) 市場参加者が資産・負債の価格を設定する際に考慮する要素（時間を含む）の変更を反映するため、当初認識時における公正価値と取引価格との差異を純損益に認識するための企業の会計方針（IFRS第9号B5.1.2.A項(b)を参照）
- (b) 期中報告期間の期首及び期末において純損益にまだ認識されていない差異の総額及びその差異残高の変動の調整表
- (c) 取引価格が公正価値の最善の証拠ではないと結論付けた理由（公正価値を裏付ける証拠の記述を含む）

IAS 34.16A(i)

公正価値の開示は、以下のものに関しては要求されない。

IFRS 7.29

- (a) 帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合（例：短期の売掛金や買掛金のような金融商品）
- (c) その特性の公正価値を信頼性をもって測定できない場合、裁量権のある有配当性を含んだ契約（IFRS第4号で記載されている）
- (d) リース負債

IAS 34.16A(j),

IFRS 7.29(c), 30

公正価値を信頼性をもって測定できない裁量権のある有配当性を含む契約（IFRS第4号で記載されている）については、それらの金融資産または金融負債の帳簿価額と公正価値との間にどの程度の差異が生じるかについて、期中財務諸表の利用者が判断する際に有用な情報を開示する。その情報には以下のものが含まれる。

- (a) 公正価値が信頼性をもって測定できないために、金融商品の公正価値の情報が開示されていない旨
- (b) 金融商品の概要、帳簿価額及び公正価値が信頼性をもって測定できない理由の説明
- (c) 金融商品の市場に関する情報
- (d) 企業が金融商品の処分を意図しているか否か、及び処分方法に関する情報
- (e) これまで信頼性をもって公正価値の測定ができなかった金融商品の認識を中止した場合は、その旨、並びに認識中止時の帳簿価額及び認識した利得または損失の金額

収益の分解

IAS 34.16A(l),

IFRS 15.114

顧客との契約から生じた収益を、収益及びキャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解する（IFRS第15号B87項からB89項を参照）。

IAS 34.16A(l),

IFRS 15.115

財務諸表の利用者が、（IFRS第15号第114項に従って）分解した収益の開示と、企業がIFRS第8号を適用している場合に各報告セグメントについて開示される収益情報との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示する。

後発事象

IAS 34.16A(h)

期中報告期間後の重要な事象のうち、当期中報告期間に係る財務情報に反映されていない事象を開示する。

その他の開示

IAS 34.16A(c)

資産、負債、資本、当期純利益またはキャッシュフローに影響を与える事項で、その性質、規模または頻度からみて異例な事項の内容及び金額を開示する。

IAS 34.16A(e)

負債性金融商品及び資本性金融商品の発行、買戻し及び償還を開示する。

IAS 34.16A(f)

普通株式とその他の株式のそれぞれに対する配当金（合計額または1株当たりの金額）を開示する。

IAS 34.16A(k),

IFRS 12.9B

投資企業（IFRS第10号「連結財務諸表」で定義）となった企業または投資企業ではなくなった企業については、以下の情報を開示する。

- (a) 投資企業の地位の変動
- (b) その変動の理由

<i>IFRS 12.9B</i>	投資企業になった企業は、以下の事項を含む、その地位の変動が表示する期間の財務諸表に与える影響を開示する。	
<i>IFRS 12.9B(a)</i>	(a) 連結しなくなった子会社の、地位の変動の日現在の、公正価値の合計	_____
<i>IFRS 12.9B(b)</i>	(b) IFRS第10号B101項に従って計算した利得または損失の合計（もしあれば）	_____
<i>IFRS 12.9B(c)</i>	(c) その利得または損失が認識されている純損益の表示科目（区分表示していない場合）	_____
<i>IAS 34.16A</i>	IAS第34号第16A項で要求されている開示が、期中財務諸表の注記で開示されていないが、期中財務報告書の他の箇所に開示されている場合、その文書（例：経営者による説明またはリスク報告書）への相互参照を含め、財務諸表の利用者がその文書を期中財務諸表と同じ条件で同時に入手できるようにする。	_____

Appendix I

2019年に適用される新しい基準書及び 基準書の改訂並びに将来適用される規定

この冊子の2018年3月版の公表後、いくつかの新しい基準書及び基準書の改訂が公表された。このAppendixは、2019年3月15日時点でIASBが公表している新たな規定を記載している。このAppendixは以下の2つの表を記載している。

一 現在適用されている新たな規定：

この表は、最近の変更のうち、2019年1月1日に開始する事業年度に適用が義務付けられるIFRSについてまとめたものである。

一 将来適用される規定：

この表は、最近の変更のうち、2019年1月1日よりも後に開始する事業年度に適用が義務付けられるが、2019年1月1日に開始する事業年度に早期適用が認められるIFRSについてまとめたものである。これらの規定はこの冊子の本文には反映されていない。

これらの表には、適宜、関連するKPMGのガイダンスとの相互参照を含めている。

現在適用されている新たな規定

適用日	新たな基準書または基準書の改訂	KPMGのガイダンス
2019年1月1日	IFRS第16号「リース」	Insights into IFRS (第5.1A章) Web article¹ IFRSの新リース会計 ～概説 IFRS第16号～*
	IFRIC解釈指針第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」	Insights into IFRS (3.13.665) Web article¹ IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRIC解釈指針第23号『法人所得税の処理に関する不確実性』を公表」*
	「負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の改訂)」	Web article¹ IFRSニュースフラッシュ「IASB、会計基準『負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の改訂)』を公表」*
	「関連会社または共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の改訂)」	Web article¹ IFRSニュースフラッシュ「IASB、『関連会社または共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の改訂)』を公表」*
	「制度改訂、縮小または清算 (IAS第19号の改訂)」	Web article¹ IFRSニュースフラッシュ「IASB、『制度改訂、縮小または清算 (IAS第19号の改訂)』を公表」*
	IFRSの年次改善 (2015-2017年サイクル) (IFRS第3号、IFRS第11号、IAS第12号及びIAS第23号の改訂)	Web article¹ IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRSの年次改善』 (2015年-2017年サイクル) を公表」*

(訳者注) *が付された公表物はあずさ監査法人IFRSアドバイザー室が独自に作成したものです。

¹ (訳者注)本冊子については日本語訳を作成しておりません。

将来適用される規定

適用日	新たな基準書または基準書の改訂	KPMGのガイダンス
2020年1月1日	IFRS基準における概念フレームワークへの参照の改訂	Insights into IFRS (2.8.25) Web article ²
	「事業の定義（IFRS第3号の改訂）」	Insights into IFRS (2.6.1170.20) Web article ² IASB、「事業の定義（IFRS第3号の改訂）」の公表*
	「『重要性がある』の定義（IAS第1号及びIAS第8号の改訂）」	Insights into IFRS (1.2.200.10) Web article ² IASB、「『重要性がある』の定義（IAS第1号及びIAS第8号の改訂）」を公表*
2021年1月1日	IFRS第17号「保険契約」 ^{a,b}	Insights into IFRS（第8.1A章） Web article ² IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRS第17号『保険契約』を公表」* IFRS最新基準書の所見分析—保険契約* 新しいIFRS保険会計とそのインパクト*
任意適用が可能/適用日は無期限に延期 ^c	「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂）」	Web article ² IFRSニュースフラッシュ「IASB、『投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂）』を公表」*

(訳者注) *が付された公表物はあずさ監査法人IFRSアドバイザー室が独自に作成したものです。

- a. IASBは、IFRS第17号「保険契約」の適用日を1年遅らせ、2022年1月1日以後開始する事業年度から適用することを提案すると暫定的に決定した。また、現在一定の要件を満たす保険者に認められている、IFRS第9号「金融商品」の一時的な適用免除を2022年1月1日まで1年延期するとの提案を行うことを決定した。これらの変更及びIFRS第17号のその他修正案を含む公開草案が、2019年6月末頃に公表される予定である。
- b. IFRS第9号「金融商品」を早期適用した企業のみがIFRS第17号「保険契約」の早期適用を認められる。
- c. これらの改訂の適用日は無期限に延期された。早期適用は引き続き認められている。

² (訳者注)本冊子については日本語訳を作成していません。

Appendix II

初度適用

このAppendixは、IFRSの初度適用企業が最初のIFRS財務諸表の対象となっている報告期間の一部に関する1組の期中財務諸表を作成する場合に義務付けられる、最低限の開示を記載している。

様式及び内容

- Insights 6.1.1550.10* 初度適用企業がIFRSに準拠した要約期中財務諸表一式を公表する場合、少なくとも直近の年次財務諸表に含まれた見出し及び小計を、IAS第34号 (Insightsの5.9章を参照) で規定されている特定の注記とともに含めなければならない。KPMGの見解では、初度適用企業は、この規定を適用するため、少なくとも最初のIFRS年次財務諸表に含まれると予想されるすべての見出し及び小計を含めなければならない。
- IFRS 1.33* IAS第34号は、期中財務報告書の利用者は直近の年次財務諸表も利用できるという前提に基づいて、最低限の開示を求めている。しかし、IAS第34号は、「当期中報告期間を理解するのに重要性がある事象または取引」の開示も企業に求めている。したがって、初度適用企業が、従前のGAAPに準拠した直近の年次財務諸表において、当期中報告期間の理解のために重要な情報を開示していない場合は、その情報を開示するか、またはその情報を含んでいる他の公表文書への参照を含める。
- Insights 6.1.1550.50* KPMGの見解では、初度適用企業がIAS第34号への準拠が求められる期中財務諸表を作成する際、最初のIFRS期中財務諸表には重要な会計方針がすべて含まれなければならない。また、追加開示が求められる可能性のある他の項目を決定する際に重要な判断が求められる。これらには以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- (a) 会計方針の適用について行われる重要な判断及び見積りの不確実性の主要な原因
 - (b) 事業セグメント
 - (c) 売却目的保有の非流動資産及び非継続事業
 - (d) 法人所得税費用
 - (e) 1株当たり利益
 - (f) 従業員給付
 - (g) 金融商品
- Insights 6.1.1550.40* 最初のIFRS財務諸表とは異なり、初度適用企業がIFRS開始要約期中財務諸表を発行した場合、主な財務諸表または開示としてIFRS開始財政状態計算書を表示するか否かについては、IFRSは明確にしていない。主な財務諸表としてIFRS開始財政状態計算書を表示することが有用である可能性がある。これは、最初のIFRS財務諸表が表示される方法と整合し、また財務諸表の利用者に、IFRSに準拠した会計処理の出発点に関する有用な情報を提供することになるためである。

調整表

- IFRS 1.23** 企業は、従前のGAAPからIFRSへの移行が、報告された財政状態、経営成績及びキャッシュフローにどのように影響しているかを説明する。
- IFRS 1.32** 初度適用企業が最初のIFRS財務諸表の対象となっている年度の一部分についてIAS第34号に従った1組の期中財務諸表を作成する場合は、以下の要件を満たさなければならない。
- IFRS 1.32(a)** (a) 直前事業年度の対応する期中報告期間について1組の期中財務諸表を表示していた場合は、各期中財務報告書に以下の調整表を含める。
- (i) 対応する期中報告期間の末日現在の従前のGAAPに従った自己資本から、IFRSに準拠した同日現在の自己資本への調整
 - (ii) 対応する期中報告期間（その期間及び期首からの累計）に係るIFRSに準拠した包括利益合計額への調整表（この調整表の出発点は、その期間に係る従前のGAAPに従った包括利益合計額、または初度適用企業が包括利益合計額を報告していなかった場合には、従前のGAAPに従った当期純利益とする）
- IFRS 1.32(b)** (b) 上記 (a) で求められている調整表に加えて、最初のIFRS期中財務諸表には、以下の調整表、またはそれらの調整表を含む他の公表書類に対する参照を含める。
- IFRS 1.24(a)** – 以下の両方の日付について、従前のGAAPに従って報告されていた資本から、IFRSに準拠した資本への調整表
- IFRS 1.24(a)(i)** (i) IFRS移行日
- IFRS 1.24(a)(ii)** (ii) 従前のGAAPに従った企業の前年度の年次財務諸表に表示されている最終の事業年度の末日
- IFRS 1.24(b)** – 企業の前年度の年次財務諸表に表示されている最終の事業年度について、IFRSに準拠した包括利益合計額への調整表（この調整の出発点は、従前のGAAPに従った同じ期間に係る包括利益合計額、または企業が包括利益合計額を報告していなかった場合は、従前のGAAPによる当期純利益とする）
- IFRS 1.25-26** IFRS第1号第24項 (a) 及び (b) で求められている調整表に関し、以下が求められる。
- (a) 利用者が財政状態計算書及び包括利益計算書に対する重要な修正を理解できるように十分な詳細を示す。
 - (b) 企業が従前のGAAPのもとでキャッシュフロー計算書を表示していた場合は、キャッシュフロー計算書に関する重要な調整についても説明する。
 - (c) 調整表は、従前のGAAPのもとで発生した誤謬の修正と会計方針の変更とを区別する。

会計方針の変更または免除規定の適用

- IFRS 1.32(c)** 企業が、会計方針または適用したIFRS第1号の免除規定を変更する場合、期中財務諸表においてこれらの変更についてIFRS第1号第23項に従って説明し、IFRS第1号第32項 (a) 及び (b) で義務付けられている調整表を更新する。

IFRS非準拠の比較情報及び過去の推移に関する情報の要約

- IFRS 1.22** 企業がIAS第1号で義務付けられている比較情報に加えて、従前のGAAPに従った抜粋されたデータの過去の推移に関する情報の要約または比較情報を自発的に含める場合は、以下のとおりとする。
- (a) 従前のGAAPによる情報がIFRSに準拠して作成されていないことを明示する。
 - (b) それをIFRSに準拠したものにするための主な修正の内容を開示する。ただし、それらの修正を金額で示す必要はない。

KPMGによるその他の刊行物

LinkedInの‘KPMG IFRS’やhome.kpmg/ifrsでは、新規のIFRS利用者と現行のIFRS利用者も、「財務諸表の例示」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。

IFRS® Today
podcasts



IFRSニュース



IFRSアプリ



LinkedInの
KPMG IFRS



IFRSツールキット

Insights into IFRS

IFRSの実務への適用を支援します。



Guides to financial statements

IFRSのもとでの開示例及び
チェックリストを提供します。



IFRS – 新たな基準書



IFRSと米国会計基準との比較表



Q&A: Fair value
measurement (英語)



結合及び (または)
カーブアウト財務諸表



主要な新基準

リース



収益認識



金融商品



保険契約



その他のトピック

「1株当たり利益」
ハンドブック
(近日発行予定)



「株式に基づく報酬」
ハンドブック



企業結合及び連結



表示及び開示



セクター最新情報

IFRS for banks



日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、ISGが公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成しています。

本冊子は、ISGが2019年3月に発行した「Guide to condensed interim financial statements – Disclosure checklist」の日本語訳です。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRSを理解または適用しようとしている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室のメンバーを中心に行いました。

2019年6月

有限責任 あずさ監査法人

IFRS アドバイザリー室

アカウントティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX : 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX : 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX : 052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/ifrs

Publication name: *Guide to condensed interim financial statements – Disclosure checklist*

Publication number: 136254

Publication date: April 2019

© 2019 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 19-1031

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト© IFRS Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はIFRS Foundation®の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。第三者が複製または配布することは認められません。

「IFRS®」、「IFRIC®」及び「IAS®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中及び(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

この冊子の内容に関連して行った(または行わなかった)活動により生じた損失について、それらの損失が過失またはその他の事由で生じたか否かに関わらず、国際会計基準委員会、IFRS財団、並びにこの冊子の著者及び出版者は、一切責任を負いません。